

つくば市監査公表第8号

令和5年度第1回定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項に規定する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその監査の結果を公表する。

令和5年12月27日

つくば市監査委員 高橋博之

つくば市監査委員 沖田浩

つくば市監査委員 小久保貴史

令和5年度第1回定期監査結果報告書

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、つくば市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項に規定する監査

第3 監査の対象

〔市長公室〕

秘書課、広報戦略課、広聴室、国際都市推進課、危機管理課

〔市民部〕

消費生活センター、竹園交流センター、並木交流センター、

〔福祉部〕

福祉支援センターさくら

〔こども部〕

竹園保育所、並木保育所、桜南保育所、吾妻保育所、吾妻西児童館、吾妻東児童館、竹園西児童館、竹園東児童館、並木児童館、桜南児童館

〔教育局〕

吾妻幼稚園、竹園西幼稚園、竹園東幼稚園、桜南幼稚園、吾妻小学校、竹園西小学校、竹園東小学校、並木小学校、吾妻中学校、竹園東中学校、並木中学校、中央図書館

〔消防本部〕

消防総務課、予防広報課、消防救助課、救急課、消防指令課、地域消防課、中央消防署、中央消防署並木分署

第4 監査の実施場所及び日程

庁内会議室及び各出先機関等において実施

令和5年(2023年)8月22日から令和5年(2023年)12月27日まで

(予備調査及び監査結果の報告を含む。)

第5 監査の範囲

原則として令和5年度(4月1日から8月31日まで)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査を行った。

第6 監査実施内容

- 1 事前に各課等に提出を求めた監査資料に基づき、諸帳簿・書類等の試査・照合等及び関係職員から聴取するなどの方法により事務局職員による予備調査を行った。
- 2 監査委員監査においては、関係職員による事務事業の説明を受けた後、事務局職員による予備調査の結果に基づき質疑応答を行った。

第7 監査の主な着眼点

- 1 収入に係る事務は適正に行われているか。
- 2 現金取扱事務は適正に行われているか。
- 3 支出に係る事務は適正に行われているか。
- 4 財産及び備品の管理は適正に行われているか。
- 5 契約事務は適正に行われているか。
- 6 人事管理は適正に行われているか(会計年度任用職員を含む。)。
- 7 組織・事務管理は適正に行われているか。
- 8 過去の定期監査における監査結果報告に対して必要な措置は執られているか。

第8 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていることが認められた。

なお、監査の主な着眼点ごとの指摘事項（事務処理等が著しく適切を欠くと認められるもの等）及び注意事項（指摘事項に該当するもののうち、輕易と認められるもの等）については、次のとおりである。

また、軽微な事項については、予備調査又は本監査において、口頭による指導を行っているので記載は省略した。

1 指摘事項

今回の監査における指摘事項は、人事管理の休暇関係2件、組織・事務管理の文書事務1件の合計3件であった。

(1) 人事管理

ア 会計年度任用職員の年次休暇願において、前年度繰越日数及び本年度付与日数をすべて1時間単位に換算して付与するという不適正な事案が見受けられた。これは、勤務日によって、勤務時間数が異なる会計年度任用職員が多いことから、1日年次休暇を取得した際の報酬の支給額に不公平感が生じないように採られた措置であった。これにより、年次休暇を1日取得する際も、1時間単位に換算して取得されていた。しかし、つくば市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条第7項の規定により、年次休暇の単位は1日であり、特に必要があると認められるときに1時間を単位とすることができるとされていることから、今後は必要に応じて人事課に相談するなど同規則にのっとり適正な人事管理をされたい。

【桜南児童館】

イ 会計年度任用職員の年次休暇願において、残日数の計算誤りにより、本来であれば、残日数がなかったにもかかわらず、年次休暇を取得し、それに対する報酬が支払われるという不適正な事案が見受けられた。休暇を取得する本人が誤りのないように年次休暇願を記載するのはもちろんだが、所属長においても、年次休暇願の休暇期間、休暇日数、残日数等の記載内容に誤りがないか十分確認の上、休暇を承認する必要がある。今後は適正な人事管理をされたい。

【竹園西児童館】

(2) 組織・事務管理

備品現品調査結果報告書について、起案及び決裁を経ずに、文書発送番号を「第1号」として報告を行っていたが、それ以前に別の文書が正式に「第1号」として発送されていた。このことにより、文書発送簿上の正式文書と当該報告書という、全く別の文書が、同じ文書発送番号「第1号」として、二つ存在することとなっていた。

さらに、9月になり、当該報告書の起案を失念したことに気が付き、書面決裁方式で起案及び決裁は経たものの、当然一致していなければならない文書管理システム上の正式な起案内容と、ファイリング保管されていた起案文書の内容が相違しており、保管されていた起案文書における起案日、決裁日、施行日、文書記号番号欄については、起案及び決裁を経ずに報告をした当該報告書に合わせた内容で修正、記載されていた。

一つの文書において、不適正な事務処理が複数あったことから、起案者、文書管理主任、決裁権者においては、文書事務の取扱いを再確認し、今後はつくば市行政文書管理規程等に基づき適正な事務の執行をされたい。

【並木保育所】

2 注意事項

今回の監査における注意事項は、収入事務3件、現金取扱事務15件、支出事務7件、財産・備品管理11件、契約事務3件、人事管理11件、組織・事務管理10件、過去の監査結果報告に対する措置状況4件の合計64件であった。今後は適正に執行されたい。

着眼点	具体的な不適正事務	該当部署
収入事務	(1) 重複して調定票を起票していた。	消防総務課
	(2) 年度当初に起票すべき調定票の起票が遅れていた。	並木交流センター、消防総務課
	(3) 収入未済額について、年度当初に起票すべき令和3年度以前分及び出納整理期間終了後に起票すべき令和4年度分の調定票をいずれも起票していなかった。	中央図書館
現金取扱事務	(1) 預かり保育料について、公金払込書による払込みが遅れていた。	桜南幼稚園
	(2) 公金外現金について、全ての経費を一つの通帳で管理していたが、預金出納簿を作成していなかった。	吾妻小学校
	(3) 公金外現金について、一部保有通帳の預金出納簿を作成していなかった。	竹園西小学校、並木中学校
	(4) 公金外現金について、通帳の残高と手持ち現金の金額を合わせた出納簿を作成していた。	吾妻西児童館、竹園西児童館、竹園東児童館、桜南児童館
	(5) 公金外現金について、日々の現金残高の確認不足により、一時的に保管現金と出納簿の金額が不一致であった。	竹園東児童館、桜南児童館
	(6) 公金外現金について、預金出納簿の記載不備により、通帳の残高と預金出納簿の金額が不一致であった。	竹園東中学校
	(7) 公金外現金について、出納簿の誤記入があった。	竹園東児童館
	(8) 公金外現金について、前年度の決算後にもかかわらず、3月中に通帳から引き落としがあり、その分は預金出納簿に記	並木中学校

	載がなく、証拠書類も保管されていなかった。	
	(9) 公金外現金について、保有通帳があるにもかかわらず、長期間入金せずに現金で保管していた。	竹園西児童館、竹園東児童館
	(10) 公金外現金について、保有通帳があり、かつ、近日中に支払予定がないにもかかわらず、全額を通帳に入金せずに一部現金で保管していた。	桜南児童館
	(11) 公金外現金について、保有通帳の印鑑がないため、長期間名義変更をしていなかった。	吾妻西児童館
	(12) 公金外現金について、今年度途中まで保有通帳の名義変更をしていなかった。	竹園西児童館
	(13) 公金外現金について、複数の領収書が保管されていなかった。	桜南児童館
	(14) 公金外現金について、一部児童の行事等への参加受付時に、参加費を持参していないにもかかわらず、領収書を先に渡していた。	桜南児童館
	(15) やむを得ない事情がないにもかかわらず、キャッシュカードによる入出金を行っていた。	吾妻西児童館
支出事務	(1) 年間契約であるにもかかわらず、年度当初に支出負担行為票の起票がされていなかった。	広報戦略課
	(2) 業務委託契約において、支出負担行為票の起票が遅れていた。	広報戦略課、中央図書館
	(3) 前渡資金について、つくば市会計規則第61条第1項第2号の規定による精算を行っていなかった。	消防救助課
	(4) 自家用自動車による出張承認申請書の内容に誤記入があったにもかかわらず、所属長が承認を行っていた。	吾妻保育所、吾妻幼稚園、中央消防署、中央消防署並木分署
	(5) 自家用自動車による出張承認申請書の内容に記入漏れがあったにもかかわらず	竹園保育所、吾妻保育所

	ず、所属長が承認を行っていた。	
	(6) 自家用自動車による出張承認申請書において、所属長の承認印が漏れていた。	竹園西幼稚園
	(7) 補助金交付事務において、補助金交付申請書に添付すべき書類の一部が添付されていなかった。	国際都市推進課
財産・備品管理	(1) 郵便切手の管理において、受払簿の残枚数と現品枚数が不一致であった。	並木保育所、竹園西小学校
	(2) 郵便切手の管理において、切手購入時に、納品された切手現品の枚数を確認せずに、誤った枚数で受払簿に記入していた。	並木保育所
	(3) 購入した備品について、備品台帳の登録が漏れていた。	並木交流センター、吾妻幼稚園
	(4) 過年度購入した備品について、当該年度中の備品台帳の登録が漏れていた。	竹園東幼稚園、桜南幼稚園、並木小学校、消防救助課
	(5) 重複して備品登録をしていた。	並木交流センター、吾妻幼稚園、竹園東小学校
	(6) 消費税抜きの価格で備品台帳に登録していた。	国際都市推進課、竹園交流センター、竹園東児童館、桜南児童館、竹園西小学校、竹園東小学校、並木小学校、吾妻中学校、並木中学校、消防救助課
	(7) 値引き前の価格で備品台帳に登録していた。	並木交流センター、吾妻中学校
	(8) 備品台帳の取得金額の登録が漏れていた。	吾妻幼稚園、竹園東幼稚園
	(9) つくば市物品規則第 29 条第 1 項の規定による重要物品現在高等の報告について、重要物品があるにもかかわらず、報告していなかった。	竹園保育所、並木保育所、吾妻保育所
	(10) つくば市物品規則第 23 条に規定する	竹園保育所

	物品不用決定伺による手続を執ることなく、備品を廃棄していた。	
	(11) 管理換えにより取得した備品について、つくば市物品規則第 22 条第 1 項の規定による物品管理換書が保管されていなかった。	並木児童館
契約事務	(1) 設計書鑑の課長印の押印が漏れていた。	危機管理課
	(2) 事業者が作成した契約書に印紙が貼付されていなかった。	中央図書館、消防総務課
	(3) 特命随意契約であるにもかかわらず、執行伺の随意契約調書に 1 者のみから見積りを徴した理由が記載されていなかった。	福祉支援センターさくら、救急課、地域消防課
人事管理	(1) 正職員の年次休暇のシステム入力が漏れていた。	竹園西幼稚園、地域消防課
	(2) 正職員の年次休暇願において、残日数の計算が誤っていた。	竹園保育所、吾妻保育所、並木児童館、桜南児童館
	(3) 管理職員が週休日に勤務をしたにもかかわらず、振替を取得していなかった。	地域消防課
	(4) 管理職員が週休日に勤務をしたが、時間外勤務のシステム入力をしておらず、振替も取得していなかった。	並木交流センター
	(5) 正職員の時間外勤務・休日勤務及び夜間勤務命令簿において、命令権者欄及び命令権者確認欄への押印並びに実際に勤務した時間の記入を月末にまとめて行っていた。	桜南保育所
	(6) 正職員が週休日に勤務し、同一週以外に振替を取得していたにもかかわらず、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じた額を時間外勤務手当として支給していなかった。	消防総務課
	(7) 会計年度任用職員の年次休暇願又は夏季休暇願において、残日数の計算が誤っ	竹園西児童館、竹園東中学校、並木中学校

	ていた。	
	(8) 会計年度任用職員の年次休暇願又は出勤簿が鉛筆書きであった。	竹園東幼稚園、竹園西小学校、竹園東小学校
	(9) 1日の勤務時間に1時間未満の端数がある会計年度任用職員が1時間単位の休暇を取得する際は、当該端数を1時間に切り上げて減算するが、正職員と同様に端数があるまま減算していた。	消費生活センター、中央図書館
	(10) 会計年度任用職員の年次休暇の最小単位は1時間であるにもかかわらず、分単位の年次休暇を取得していた。	危機管理課
	(11) 会計年度任用職員の時間外勤務・休日勤務及び夜間勤務命令簿において、実際に勤務した時間ではなく、出退勤時間を記入していた。	桜南児童館
組織・事務管理	(1) 文書管理において、文書保存期間が誤っていた。	秘書課、広報戦略課、広聴室、吾妻西児童館、並木児童館、桜南児童館、吾妻幼稚園、桜南幼稚園、並木小学校、中央図書館、消防総務課、救急課、消防指令課、中央消防署、中央消防署並木分署
	(2) 文書管理において、行政文書を文書フォルダを作成せずに保管していた。	桜南児童館、中央図書館
	(3) 文書事務において、会計年度末における重要物品現在高等の報告を起案及び決裁を経ずに行っていた。	中央消防署並木分署
	(4) 文書事務において、起案文書に原案ではなく、施行文書の写しが添付されていた。	竹園東幼稚園
	(5) 文書事務において、備品現品調査結果報告時に学校長まで回付した経緯のわかるものを破棄していた。	竹園西小学校、並木小学校
	(6) 防火管理者選任届の届出が遅れていた	竹園東小学校

	た。	
	(7) 消防計画作成届出書が届出されていなかった。	竹園東小学校
	(8) 消防計画に変更があったにもかかわらず、消防計画変更届出書が届出されていなかった。	吾妻幼稚園
	(9) 消防法令で定められている消火訓練及び通報訓練が行われていなかった。	吾妻幼稚園、竹園西幼稚園、吾妻小学校、竹園東小学校、並木小学校、吾妻中学校、竹園東中学校 (消火訓練のみ該当)
	(10) 消防法令で定められている回数の消火訓練が行われていなかった。	竹園東幼稚園、桜南幼稚園
過去の監査結果報告に対する措置状況	(1) 前回監査同様、公金外現金における通帳管理がなされていなかった。	竹園西児童館
	(2) 前回監査同様、支出負担行為票の起票漏れ及び起票遅れがあった。	広報戦略課
	(3) 前回監査同様、契約事務に関する誤りがあった。	広報戦略課
	(4) 前回監査同様、文書保存期間に誤りがあった。	消防総務課

第9 意見

上記の監査結果のほか、検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

1 児童館全体への検討事項

(1) 児童館まつり等のために保管している公金外現金について、第8監査の結果の注意事項に記載したように、一時的に保管現金と出納簿の金額が不一致であった、保有通帳があるにもかかわらず、長期間入金せずに現金で保管していた等の事案が複数の児童館において見受けられた。公金外現金とはいえ、このような事案は市民の信頼を損なう原因になり兼ねない。令和4年度第1回定期監査結果報告書に「児童館全体への検討事項」として記載した

内容と重複するところもあるが、改めて以下の点について、主管課であるこども育成課を中心に、今回監査対象外の児童館も含めて、児童館全体として統一的な対応をされたい。

- ・ 近日中に使用予定のない現金は極力保管せず、通帳に入金して管理されたい。

- ・ 手持ち現金の入出金に合わせた出納簿及び通帳の入出金に合わせた出納簿を備えて適正に管理されたい。

- ・ 現金又は預金の出納時に収入伺又は支出伺を作成し、所属長の決裁を受けて執行されたい。

(2) 児童館施設等の安全点検について、実施している児童館が少ない状況が見受けられた。施設等の定期的な安全点検は、児童館における事故やケガを防止し、安全対策をするために必要である。国の児童館ガイドラインにおいても、定期的な安全点検を実施するよう記載されていることから、主管課であるこども育成課を中心に、今回監査対象外の児童館も含めて、定期的な安全点検の実施について、児童館全体として統一的な対応を検討されたい。

2 保育所全体への検討事項

保育所の教材費等の公金外現金において、出納簿等を作成していない状況が見受けられた。教材費等については、保護者から直接事業者を支払うなど、可能な限り保育所が事業者との窓口にならないほうが良い。やむを得ず窓口となる場合は、保護者から現金を受領し、事業者を支払うまでの現金の紛失リスクを低減するためにも、出納簿等を備えるべきである。主管課である幼児保育課を中心に、今回監査対象外の保育所も含めて、保育所全体として統一的な対応を検討されたい。

3 幼稚園全体への検討事項

幼稚園の教材費等の公金外現金において、収入伺や支出伺を作成し、決裁を経て執行している園と、そうでない園が混在している状況が見受けられた。公金外現金も公金に準じて取り扱う必要があることから、今回監査対象外の幼稚園も含めて、収入伺や支出伺を作成されるよう検討されたい。

4 教育局への検討事項

教材備品のシステム登録について、学校専用のシステムに登録している学校と、市の備品管理システムに登録している学校が混在している状況が見受けられた。今後は今回監査対象外の学校も含めて、教材備品の登録方法を検討されたい。

5 会計事務局への検討事項

会計事務局が行っている重要物品現在高の報告について、学校や幼稚園等の出先機関を中心に、報告漏れが複数見受けられた。管財課が実施している備品現品調査結果報告を参考に、今後は出先機関を含めて報告漏れが発生しないような対策を検討されたい。